

すすめよう！男女共同参画

問合せ先

役場企画課企画調整係(内線213)

◆DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

DVとは、同居する配偶者やパートナーなどから受ける、身体的、精神的、経済的、性的、社会的などあらゆる形の暴力のことをいいます。目に見える暴力と目に見えない暴力、どちらも相手を傷つける、あってはならない行為です。

◆もし被害に遭ったら

皆さんは、周囲の人々がDVの被害に遭っていたり、自分自身が被害に遭ったらどうしますか。

DV被害者は、配偶者などからの暴力を繰り返し受けることによって、自分を大切に思う気持ちやこれまでの人間関係、生きる力などが奪われてしまいます。そして、社会とのつながりが薄くなり、必要な情報や支援を受けられなくなってしまうケースが多くあります。もしも身近な人や自分自身がDVの被害に遭っていたり、「もしかしてDVかも」と悩んでいたら右記の相談窓口にご相談しましょう。

◆DVに関する法律が変わりました

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる「DV防止法」の一部が改正され、令和6年4月1日から新たに施行されます。

今までの「DV防止法」は、身体的暴力でないと保護命令が使えず、精神的暴力の被害に遭っている人を

守るのが難しい状況にありました。しかし、今回の改正で、精神的暴力も保護命令の対象となり、保護命令の期間の延長、罰則などもより厳しくなりました。

▷保護命令期間 6カ月⇒1年

▷保護命令に違反した場合の罰則

1年以下の懲役または100万円以下の罰金

⇒2年以下の懲役または200万円以下の罰金

※保護命令とは、DV被害者が更なる被害を受けないために、地方裁判所が発する命令のことで、申立人(被害者)などへの接近や電話などが禁止されます。

この法律改正により、より多くの人々がDVの被害から守られることが期待されます。法律の対象になるのは「同居」している配偶者やパートナーからのDVになりますが、「同居」をしてない場合のいわゆる「デートDV」の被害者などを守ることも重要になります。デートDVを受けたときは、ひとりで解決しようとしないで、DV相談ナビなどの相談窓口へ早めに相談しましょう。

ひとりで悩んでいませんか？

～DVかもと思ったら～

DV相談ナビ ほれば ☎#8008

DV相談+ ☎0120-279-889